

議案第 28 号

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の退職手当に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年伊賀市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。